

議案第75号

川崎市消防救慰金支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防救慰金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市消防救慰金支給条例の一部を改正する条例

川崎市消防救慰金支給条例（昭和46年川崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害の等級区分」を「障害等級の区分」に改める。

別表中

「

障害の等級

」

を

「

障害等級

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 障害等級及び金額の決定については、法第29条第2項及び第5項から第8項までの規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。